

令和2年度意見第11号

令和3年3月25日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

(公印省略)

認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第13条第1項及び生産性向上特別措置法施行規則第7条第1項の規定により、令和3年3月5日付で、株式会社マイクロブラッドサイエンス代表取締役 大竹 圭、シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長 家次恒及び株式会社ドーム取締役会長代表取締役CEO 安田 秀一から提出された認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する厚生労働大臣の見解（令和3年3月18日厚生労働省発薬生0318第47号及び厚生労働省発医政0318第5号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第13条第6項において準用する法第11条第4項各号の規定に照らし、適当である。

(以 上)

令和2年度意見第12号

令和3年3月25日

文部科学大臣

萩生田 光一 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

(公印省略)

認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第13条第1項及び生産性向上特別措置法施行規則第7条第1項の規定により、令和3年3月5日付で、株式会社マイクロブラッドサイエンス代表取締役 大竹 圭、シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長 家次恒及び株式会社ドーム取締役会長代表取締役CEO 安田 秀一から提出された認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する文部科学大臣の見解（令和3年3月19日2ス庁第777号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

文部科学大臣から提出された見解は、法第13条第6項において準用する法第11条第4項各号の規定に照らし、適当である。

(以 上)